

令和 8 年度閑散期における誘客促進事業公募型プロポーザル募集要領

1 趣 旨

本県においては、観光需要が落ち込む梅雨期等の閑散期における、県内宿泊者数及び県内観光消費額の底上げが課題である。

このため、本業務では、当該時期における効果的な誘客・販売手法を展開するとともに、その成果を検証することで、今後の閑散期対策に資する持続的かつ実効性のある施策展開につなげることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 委託業務名 令和 8 年度閑散期における誘客促進事業
- (2) 実施主体 兵庫県産業労働部観光局観光振興課(以下、「県」という。)
- (3) 委託金額 金 9,752,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 事業期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日まで
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

3 実施スケジュール

企画提案プロポーザル実施公告	令和 8 年 3 月 5 日(木)
質問受付期限	令和 8 年 3 月 12 日(木) 17 時
参加意思連絡期限	令和 8 年 3 月 12 日(木) 17 時
応募図書提出期限	令和 8 年 3 月 19 日(木) 17 時
提案審査	令和 8 年 3 月下旬

4 応募資格

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこととする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる機能及び能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県との打合せや問い合わせに適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 5(4)に掲げる書類(以下、「応募図書」という。)の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- エ 兵庫県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

5 応募手続き

(1) 参加申請

本プロポーザルに参加意思がある場合は、3月12日（木）17時までに電子メールにより事務局まで、応募申請書（様式1）を提出すること（ただし、メールのタイトルに「【応募参加】「令和8年度閑散期における誘客促進事業公募型プロポーザル」と明記すること）

※ 参加申請後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式6）を電子メールにより事務局まで提出すること

(2) 応募書類受付期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月19日（木）17時必着
ただし、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで

(3) 提出方法

事務局宛に電子メールで提出すること。メールの容量が7MBを超える場合は、受信できない可能性があるため、大容量ファイル転送サービス等を活用すること。

(4) 提出書類及び提出部数

この実施要領に基づく下記の書類（応募図書）を提出すること。
なお、契約締結時に定款の提出を求める。

提出書類	様式
資格調書	様式2
誓約書	様式3
業務実施体制	様式4
業務提案書	任意様式
見積書及び経費内訳	任意様式
会社概要が分かるパンフレット等	—
納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。） ①消費税又は地方消費税に滞納のない証明 国所管：税務署 ②兵庫県税に滞納のない証明 ※ 地方税（都道府県）所管： 兵庫県内県税事務所	①納税証明書その3の2、もしくはその3の3 ②「納税証明書（3）」

※ 本県での課税実績がない場合、納税証明書の添付に代えて誓約書（様式8）を提出すること。

(5) 注意事項

- ① 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には理由の如何を問わず返却しない。
- ② 提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

6 実施要領の内容に関する質問及び回答

- (1) 受付期間
令和8年3月5日（木）～令和8年3月12日（木）17時まで
- (2) 提出方法
質問票（様式5）を電子メールにより事務局へ提出。
なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 質問に対する回答
質問への回答は、原則参加申込者全員へ連絡する。
- (4) その他
 - ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
 - ② 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ③ 電子メールのタイトルに「【質問】令和8年度閑散期における誘客促進事業公募型プロポーザル」と明記すること。

7 審査

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、提出された企画書等及びプロポーザル参加者からのプレゼンテーションによる審査を予定している。審査の詳細や手法変更については応募者へ随時連絡する。

- (1) 審査項目
 - ① 提案内容について
 - ② 事業遂行にあたっての創意工夫
 - ③ 事業実施に関連する実績
 - ④ 業務遂行の体制 等
- (2) 審査の結果の連絡
審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。
- (3) 審査対象からの除外（失格事由）
 - ① 「4 応募資格」に該当しない場合
 - ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

8 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

9 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は事務局で行う。
- (2) 契約条項は、事務局において示す。

- (3) 委託契約の締結にあたっては、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要であるが、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除することとする。

10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、県は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

12 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下、「受託者」という）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 受託者は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (4) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、受託者が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後 5 年間保存すること。
- (6) 本事業については、事業終了後も含めて、会計検査等の対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (7) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (8) 受託者は、県が認めた場合に限り、別途誓約書等を提出のうえ、業務の一部を再委託することができる。

13 事務局【応募図書提出先】

兵庫県産業労働部観光局観光振興課誘客促進班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電話 078-362-3696（直通）ファックス 078-362-4275

電子メール kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp